

平成25年度 社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会 事業計画

東大阪市社会福祉協議会では公民協働で地域福祉を推進するための「新・地域福祉活動計画プラン'13ひがしおおさか」(H21~25)が最終年度となるため、より一層の計画の具現化をめざして、地域福祉の取りまとめや基幹的役割を担っていく。

一方、国においては、経済的困窮や社会的孤立など生活困窮者の支援のあり方が見直されている中で、地域福祉を推進するための基盤整備として、総合相談機能や個別支援・地域支援などの相談支援機能を高めていく方針が示されている。

そのため、7名に増員した地域担当職員(コミュニティワーカー)はCSW(コミュニティソーシャルワーカー)や地域包括支援センターとも連携して、地域福祉に取り組んでいる校区福祉委員会をはじめ、福祉施設やNPO・市民活動団体、ボランティア、関係機関・団体などともネットワーク化を図り、積極的に地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる福祉と共生のまちづくりを推進していく。

具体的には、「支える仕組み」と「参加する仕組み」を具体化していく「地域支え合い体制づくり事業」や、日常生活の中での困りごとを抱えた市民が、地域で安心した生活が送れるように簡易な家事援助をワンコインで提供する「地域安心生活サポート事業」、認知症高齢者の徘徊・見守りSOSネットワーク、さらに、これまで進めてきた小地域ネットワーク活動やNPO・ボランティア・市民活動の推進、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)配置事業、地域包括支援センター事業、日常生活自立支援事業など、地域に密着した活動をなお一層推進する。

また、東日本大震災から2年が経過し、防災・減災の取り組みは、日頃からの地域の絆・つながり、助けあいや支えあいが重要であるため、社会福祉協議会の常設型災害ボランティアセンターが中心となって、災害時の組織体制を整備するとともに、関係機関・団体等との連携を図り、人材育成や訓練などを強化する。

そうしたことから平成25年度は、主に次の重点事業の方針に沿って事業を展開していく。

1. 校区福祉委員会の組織や小地域ネットワーク活動を核とした活動を充実するため、地域福祉活動の活性化を目指し、概ねリージョン区域(校区単位)を担当する地域担当職員(コミュニティワーカー)は、昨年度同様、三老人センターを活動の拠点として地域活動に積極的に参画し、各校区の特性を活かした活動を支援する。

また、「地域福祉ネットワーク推進会議」の開催を通じて、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)や地域包括支援センター等、高齢・児童・障がい等のそれぞれの福祉専門機関の分野を超えた連携を強化し、ネットワークを構築する。

さらに、介護予防教室、災害時要援護者を中心とした防災・減災の取り組みなどのメニュー事業を充実強化するとともに、まちかど福祉相談所の開設、共生型サロンや世代を超えた交流など地域の福祉課題の解決を図るための事業を推進する。

2. 地域支え合い体制づくり事業は、高齢者地域支え合いセンター事業として、元気な高齢者が地域でまちづくりやボランティア活動などを通して、いきいきと活動するとともに、認知症の理解や周知を行い、地域で助け合い、支え合う地域社会を推進するための事業を展開する。

また、地域安心生活サポート事業は、市内の要援護者が地域で安心して生活が送れるもう一つの仕組みとして、地域住民の参加と協力による支え合い助け合いで日常の困りごとをサポートするとともに、認知症の方を徘徊時に速やかに発見できるためのしくみとしてSOSオレンジネットワーク事業を実施し、その拡充を図る。

3. 昨年は九州北部や京都府宇治市、大阪でも豪雨による災害が発生し、被災地では多くのボランティアが活躍した。地域事情により異なる被害状況や被災者の支援活動が迅速に行えるよう、平常時から災害時に対する準備や組織体制づくり、関係機関・団体等とネットワークを構築していく必要がある。ボランティア・市民活動センターでは、災害時に要援護者と関わりがある校区福祉委員会や民生委員児童委員協議会連合会、福祉関係施設などと連携して、支援ニーズがすみやかに災害ボランティアセンターへ集められ、柔軟に対応できるシステムを構築していく必要があることから、今年度も継続して職員を中心としたプロジェクトチーム会議(職員PT)を中心に要援護者の支援や復興支援活動などが円滑に機能するための課題を明らかにし、具体的な検討や取り組みを推進していく。

4. コミュニティソーシャルワーカー(CSW)配置事業は、地域に出向いて福祉の相談を受けるといふこの事業の特性を生かして、校区福祉委員会や地域包括支援センター等の地域の施設や市民福祉活動団体との連携・ネットワークを築くなど、社会福祉協議会の強みを発揮して、この事業の基幹的役割を果たし、取りまとめを行うとともに、研修会や勉強会を開催し地域の福祉力を高め、セ

ーフティ ーネットの充実強化を図る。

5. 基幹型地域包括支援センター事業の推進

地域包括支援センターは、基幹型として他の17カ所の地域包括支援センターの取りまとめや「地域ケア会議」等の統括的な役割を担い、全市的な地域福祉ネットワークを構築するほか、担当地域における介護予防事業、総合相談などの地域包括ケアの実現を目指していく。

また、介護支援専門員連絡会の事務局として、介護支援専門員の知識と技術の向上に努め、相互の連携をめざすとともに、地域における様々な関係者が協力し、高齢者が安心して暮らせる地域社会を築くために、地域内のネットワークが構築できるよう働きかけていく。

6. 判断能力が不十分な高齢者や障がい者等に対して、日常的な金銭管理サービス等を行っている日常生活自立支援事業においては、利用希望者への迅速でスムーズなサービス開始と待機期間の短縮を図るため、専門員と生活支援員の業務体制を充実し、関係機関との連携強化とサービスの効率化を図り、利用者が地域で安心して生活できるように支援していく。

I. 社会福祉協議会事業の推進

東大阪市が外郭団体統廃合等方針で、これからの社会福祉協議会のあり方について、「社会福祉法に規定する、本来担うべき地域福祉の推進のための企画、調整機能に重点化する」という方向性を示し、それを踏まえ、社会福祉協議会では介護保険等の事業からの縮小・撤退を進め、2カ所の基幹型地域包括支援センターの一部事業を除いて、昨年4月からは地域福祉活動に特化した事業活動へとシフトした。こうしたことから、地域福祉活動を本来の事業として位置づけて、社会福祉協議会が市民に必要とされ、広く市民に開かれた組織として、アイデンティティ（存在意義）を示していくために、地域福祉活動を実施する様々な期間・団体をはじめとした、多くの市民の参加と協力により、市民に見える、真に必要なとされる組織として、地域福祉活動を推進する。

1. 経営の観点にたった活動・事業理念の確立と組織体制の充実

- ①事業推進の理念の明確化
- ②社会福祉協議会会員（組織構成会員）の参加による事業や運営の推進
- ③分野（領域）ごとの情報交換や交流の実施
- ④理事会、評議員会機能の充実
- ⑤事務局組織の再構築
- ⑥職員研修による資質の向上とコスト意識の浸透
- ⑦新会計基準への移行準備

2. 自主財源の確保などの財源基盤の強化

- ①社会福祉協議会会員（賛助会員）の拡充
- ②共同募金運動の呼びかけの強化と効果的な活用
- ③委託料・補助金の確保
- ④新しい自主財源の検討
- ⑤「東大阪ふくしだより」への広告募集の推進
- ⑥講座受講料等の適正な受益者負担の検討

3. 積極的な事業活動の推進

- ①ケーブルテレビ等マスコミの活用
- ②インターネットホームページの活用（定期的な情報更新）

4. 福祉サービス事業の推進

- ①社会福祉協議会の福祉サービス提供事業において、市民福祉活動や日常生活自立支援事業など他の活動・事業と連携したコミュニティワークの視点に立った事業展開
- ②福祉サービス提供事業者としての経営責任の明確化及び個人情報の保護などのリスクマネジメント（危機管理）の取り組みの推進
- ③福祉サービスの質の向上のための研修等による職員の資質の向上と他の事業との連携
- ④介護予防における利用者と地域とのつながりをもった生活の支援及び援護を必要とする高齢者などを支援するしくみづくり
- ⑤社協が運営する老人センターを地域福祉の拠点と位置づけ、高齢者への情報や知識の提供、及び地域で主体的に活動する力を高める事業の充実
- ⑥シルバーボランティアセンターへの高齢者の参加による地域活動への参加支援
- ⑦社会福祉協議会が運営する玉串保育園の保育サービスの充実
- ⑧玉串保育園の地域での子育て支援及び住民・団体・事業者等との連携による世代間の交流

Ⅱ. ボランティア・市民活動センター

1. 「ボランティア・市民活動センター」においては、様々な市民活動を推進する校区福祉委員会や福祉団体、ボランティアグループ、ファミリー・サポート・センターの援助会員などの市民福祉活動実践者と福祉やまちづくり関係のNPO及び事業者、企業との協働に対する支援を促進する。
2. 市民福祉活動への支援及び市民福祉活動と公的なサービス等の積極的な連携、公民協働の地域福祉の推進。
3. NPOに対する支援や事業所、企業の社会貢献活動などとの連携・協働。
4. 寄付や資源の提供のため、共同募金、賛助会費、ボランティア基金、善意銀行寄付金等の有効な活用方策の検討。
5. 常設型の「災害ボランティアセンター」機能を発揮していくため、日頃から防災や減災についての情報を収集し、提供していくとともに効果的な要援護者の支援方法について検討や準備を進めていく。また、関係機関・団体へ周知を図るとともに災害時の復興支援活動等が地域と連携が図れるようにしていくための体制・準備を進めていく。
6. ボランティア活動やNPO・市民活動のプラットフォームとしての「（仮称）東大阪市市民活動センター」の設置を実現するため、今年度も市民の参画と協働のまちづくりを推進する事業の企画・運営を図る。

1. 福祉組織推進グループ

1. 連絡調整活動の展開（関係機関・団体との連携）
 - ①福祉団体の支援（19の福祉団体の事務局としての機能）
 - ②校区福祉委員会活動のとりまとめと校区福祉委員会連合会の活動支援
 - ③各団体の自主的事業の支援（社明運動、人権啓発、日赤社資募集等）
 - ④府社協等関係機関との連携協力
 - ⑤他団体等が行う事業に対する後援
2. 福祉対策のための基礎調査の実施
 - ①ダイヤモンド婚・金婚夫婦の調査
 - ②敬老事業対象者の調査
 - ③ひとり暮らし高齢者調査
 - ④高齢者世帯調査
 - ⑤ねたきり高齢者の調査
 - ⑥交通遺児の調査
3. 福祉事業の充実
 - ①東大阪市社会福祉大会の開催
 - ②ダイヤモンド婚・金婚夫婦のつどいの実施
 - ③ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯訪問相談事業の実施
 - ④ねたきり高齢者見舞品の配布
4. 児童福祉対策事業の推進
 - ①ひとり親ふれあいツアーの実施
5. 低所得家庭対策事業の推進
 - ①生活福祉資金貸付事業の実施
 - ②総合支援資金貸付事業の実施（つなぎ資金含む）
 - ③小口生活資金貸付事業の実施
6. 受託事業の推進
 - ①自動車「ことぶき号」運行事業の実施
7. 当事者組織活動の推進
 - ①老人介護者家族の会「ふれあいネットワーク」活動の支援
○機関紙「昂（すばる）」の編集発行（年4回発行）

○地区別交流会及び相談例会等の開催

2. ボランティア・市民活動推進グループ

1. 需給調整（コーディネート）業務の充実

- ① ボランティア・コーディネート機能の拡充と専門性の向上
- ② 活動希望者や講座修了者に対する活動やグループの紹介
- ③ 相談や依頼に対する適切な相談援助及び情報提供

2. ボランティア養成事業の実施

- ① 手話教室
- ② 施設コーディネーター研修
- ③ 夏期ボランティア体験講座（施設体験、車いす体験教室、知的障がい者との交流）
- ④ 市民福祉講座
- ⑤ はじめてボランティア講座
- ⑥ 福祉チャレンジセミナー（対象：中学生・高校生・大学生）
- ⑦ 災害時対応ボランティア研修会
- ⑧ 要約筆記講習会
- ⑨ 視覚障がい者を理解する講座
- ⑩ 暑中見舞い・年賀状づくり（パソコン教室）

3. ボランティア・NPO活動への相談援助の充実

- ①（仮称）NPO連絡会の結成検討及びNPO市民団体への支援（経営・助成金などの相談支援）
- ② 「（仮称）東大阪市市民活動センター」の設置に向けた検討
- ③ 機材の貸し出し、会場の提供
- ④ 情報の収集と提供（ボランティアサロンの開催・情報誌の発行）
- ⑤ ボランティア活動に対する助成制度の情報提供、相談援助
- ⑥ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）との連携

4. 東大阪市ボランティア基金の拡充

- ① ダイレクトメールによる啓発

5. 常設型「災害ボランティアセンター」の基盤整備

- ① 防災・減災の研修会等の開催による市民への啓発
- ② 職員プロジェクトチームによるセンター機能強化のための検討・企画
- ③ 関係機関・団体との連携、体制づくり

6. 福祉教育の推進支援

- ① 学校と連携した福祉・ボランティア教育の普及支援
- ② 大学と連携したプロジェクトの遂行

7. 広報・啓発の充実

- ① 「東大阪ふくしだより」でのボランティア・市民活動情報の充実
- ② ホームページの充実
- ③ ボランティア・市民活動ハンドブックの作成

8. 勤労者・OBのボランティア活動推進

- ① ボランティア体験プログラムの実施
- ② 企業の社会貢献活動との連携・協働

9. 小地域ネットワーク活動推進事業との連携

- ① 地域担当職員（コミュニティワーカー）との連携
- ② 小地域ネットワーク活動ボランティアスクールの開催

10. 東大阪市ボランティア連絡会との連携・協働事業の実施

- ① 東大阪ふれあい広場の開催
- ② ボランティア研究集会の開催
- ③ その他ボランティア連絡会事業への協力

(1) ファミリー・サポート・センター事業

事業開始より10年が経過し、市内保育施設の増加や在宅保育者への支援策などが充実する中で、当センター事業へのニーズも少しずつ変化し、それに対応した事業展開が必要となってきた。中でも依頼児童への安全確保の方策については、援助会員への研修の充実を厚生労働省より要望されている。今年度はより講座の充実を図るとともに、既会員に対しての参加促進が課題と考える。

昨年度より活動内容を一部見直し、初めての育児や多胎児出産後の母親の育児不安や第2子以降の出産後の疲労軽減を目的とする訪問保育支援（保育援助と同伴外出）を援助項目に付加し活動を開始した。家族形態の変容により、産後を実家で過ごすのではなく自宅に戻る家庭が増えているため、訪問保育や家事援助が必要不可欠となっている。なかには精神疾患を抱える母の相談も継続的にあり、援助会員への研修を充実し、症状と対応方法の理解を深める。また引き続き安全面においても、救命救急や幼児安全法の講習を継続開催し、意識付けを行っていく。

活動できる援助会員の確保のために、各地域の子育てサロンや校区福祉委員会・公共施設（リージョンセンターや市民広場）などへファミリー・サポート・センター事業の周知をより深めるための情報提供（事業案内チラシや講座案内などの掲出）を一層促進していく。また、利用する依頼会員を増やすためにも、利用料金の改定や経済的困窮者への補助金等に関しては、事業委託元である東大阪市子育て支援課との協議を重ねる必要がある。

月	事業内容	月	事業内容
4	フォローアップ講座①	10	救急救命講習②
5	会員養成講座①	11	会員養成講座③＋通信誌発行No.26
6	救急救命講習①	12	フォローアップ講座②＋交流会
7	子育て講座＋通信誌発行No.25	1	会員養成講座④
8	会員養成講座②	2	フォローアップ講座③＋登録会員継続調査
9	幼児安全法講習	3	会員養成講座⑤＋通信誌発行No.27

※フォローアップ講座は、援助・両方会員への活動技能向上に役立てるものとして開催。

※子育て講座は、全会員対象とした作業を組み込んだ内容で開催。

※救命講習は東大阪市消防局へ講習依頼をする。

※幼児安全法講習は日本赤十字社へ依頼開催する。

Ⅲ. 角田総合老人センター

高齢者福祉の基幹施設として設置されて19年となる当施設は、名称が平成24年度より、「東大阪市立角田総合老人センター」と改められた。

このセンターは、総合相談、情報提供、教育・研修、機能回復訓練、調査・研究など特A型老人福祉センター事業をはじめ、介護予防、シルバーボランティアセンター事業を展開してきた。

平成23年12月に市から委託を受けた「地域支え合い体制づくり事業」の中で示されている「高齢者地域支え合いセンター」事業を実施しており、平成22年度よりスタートした日常生活のちょっとした困りごとを援助する「ワンコイン生活サポート事業」についても、このセンター事業として位置づけられており、今年度も援助会員を養成するとともに利用会員の登録・援助を行い事業を拡充していく。東大阪市では平成18年度より公の施設の管理に民間の能力を活用する「指定管理者制度」が導入され、角田総合老人センターをはじめ、五条・高井田老人センターは、これまでの実績を積み重ねるとともに、平成25年度以降も引き続き指定管理者として、事業効果を発揮し経営の観点に立った効率的な運営や利用者のニーズに対応した事業を展開する。

また、地域包括支援センターでは、基幹型としての地域ケア会議をはじめ、高齢者虐待防止ネットワーク事業の推進や認知症啓発事業などの役割を引き続き行うとともに、他の17カ所の地域包括支援センターの統括・連携をはじめ、担当エリアにおける高齢者の身近な相談機関として介護予防事業の推進を図る。

日常生活自立支援センターでは、判断能力が不十分な方に日常的な金銭管理や福祉サービスの利用を支援する日常生活自立支援事業を実施している。利用を希望する申し込みは、引き続き多く、そのため相談等の効率化を図り、利用希望者の待機期間の短縮に努め、利用者が安心して生活できるように支援していく。

介護保険制度が実施されて4年が経過した。障害者を対象とした支援費制度が昨年度より施行され、さらに精神障害者に対するホームヘルプ事業も受託し開始した。これまでの行政主導による措置制度から民間等の参入による、利用者本位のサービスを基本とする契約によるサービス利用の新たな仕組みが徐々に定着しつつあり、ノーマライゼーションの普及による地域で共に生きる福祉社会の実現に向け、利用者を主体としたサービス推進体制ができあがりつつある。

このように、要援護者の自己決定を尊重する仕組みへと制度が大きく変わるなか、当協議会としては、民間を中心としたサービス充実が図られつつあるが、補完的役割は当面必要であると考えられる。

今後は、民間事業者の活動を促進し、サービスの質の向上を図り適正化に取り組むことが必要である。

こうした要援護者を取りまくサービス体系が大きく変革し整備される過渡期にあって、地域で利用者の生活全体を支える視点から、介護予防を図る視点に立ち介護保険並びに支援費制度事業、精神障害者ホームヘルプ事業、介護保険等対象外の措置制度を実施し、高齢者や障害者が地域で安心して暮らせるようにサービスの効果的、効率的な提供を可能とする体制の整備やサービスの質の向上並びに適正な運営に努める。特に、広範な地域に住む利用者へのより密なる対応を図るため、平成16年度から介護保険事業、支援費事業等を推進する事業所を市内西地域に増設する。

平成17年度より要援護者への相談援助等を展開してきたコミュニティソーシャルワーカー（以下CSW）配置事業については、平成24年度より、五条老人センター、高井田老人センターにCSWとして職員2名が配置となり、計6名のCSWとなった。他施設に配置されている7名のCSWとともに13名で各関係機関や地域住民と連携し事業を推進していく。

また、平成24年度から、各老人センターに地域担当職員を7名配置し、地域住民と連携し、小地域ネットワーク活動を核とした活動の充実を図る。

角田総合老人センターでは、高齢者等の支える仕組み、参加する仕組みを活発に行うため、「高齢者地域支え合いセンター」事業の介護予防事業の充実を図る。

今後も、当センター事業は、地域住民との交流を積極的に行い、情報提供や利用者へのよりよいサービスの提供、介護予防の相談支援の充実など、地域福祉の推進を図っていく。

（1）角田総合老人センター事業

高齢者の方が、趣味活動を通じて心豊かな生活と交流の輪を広げ、健康の維持向上や生きがいづくりを目的として、生きがい教室（クラブ活動）を実施する。また、誰でも気軽に楽しく参加できる教養講座やレクリエーション事業、介護予防事業を実施していく。

「シニア地域活動実践塾（悠友塾）」は、高齢者の方が長寿社会の中で、健康でより豊かに過ごすための学習の機会の場の提供と修了後、さまざまな地域活動に参画していただく人材の育成をめざす。また、介護予防、健康づくり推進事業、世代間交流などをさらに進め、地域に根ざした活力のある元気なまちづくりを推進していく。

1. 生涯教育事業

①シニア地域活動実践塾「悠友塾」

「老人大学講座」からリニューアルした、「シニア地域活動実践塾」は、4年目を迎える。

実践塾では、引き続き高齢者の方々に、健康でより豊かな生きがいのある生活ができるよう「楽しく・学び・語らい・行動する」という機会と場を提供していく。また、修了生にも事業の援助を呼びかけるとともに、より実践活動が出来るようカリキュラムを工夫していく。平成25年度は、「健康と自然」をテーマに、この講座で習得していただいたことを身近な地域活動に役立て、日常生活を豊かにすごしていただくことをめざす。

・一般教養（共通）

・専門コース（選択制）

- | |
|---------------------|
| ①郷土の歴史を学ぶコース |
| ②暮らしの中の福祉を学ぶコース |
| ③健康と住みよいまちづくりを学ぶコース |
| ④エコライフを学ぶコース |

②高齢者生きがい教室

クラブ名		実 施 日			クラブ名		実 施 日		
		週	曜	時 間			週	曜	時 間
趣味の教室	詩 吟	第1・3	火	13:30~15:30	自由クラブ	謡 曲	第1・3	火	10:00~12:00
	華 道	第1・3	月	13:30~15:30		カラオケ	第1・3 (1部) (2部) (3部)	水 木 月	13:00~16:00
	書 道	(1部) 第2・4 (2部)	火	10:00~12:00		テンコク	第2・4	水	13:30~15:30
				13:30~15:30					
	美 術	第1・3	水	13:30~15:30		卓 球	(1部) 第2・4 (2部)	土 木	10:00~12:00
	茶 道	第2・4	水	13:30~15:30					13:30~15:30
	編物手芸	第2・4	水	13:30~15:30	一般開放	ダンス	毎週	月 水	10:00~12:00 0:00~12:00
	陶 芸	(1部) 第1・3 (2部)	木	10:00~12:00		カラオケ	第2・4・5	月	13:00~16:00
				13:30~15:30					
	民 謡	第1・3	金	13:30~15:30		毎週	金 土	10:00~12:00 3:00~16:00	
	民謡踊り	第1・3	金	13:30~15:30					
	は り 絵	第2・4	金	13:30~15:30		卓 球	第2・4	月	10:00~12:00
	社交ダンス	第1・3	木	13:30~15:30					

2. 教養講座、レクリエーション事業（季節ごとに様々な行事・教室の開催）
世代間交流会、囲碁・将棋交流会、映画鑑賞会、ふれあいバスツアー他

3. 地域交流事業

「高齢者生きがい教室（クラブ活動）」の発表、「昔なつかし伝承遊びコーナー」、「介護予防体操体験コーナー」、「福祉のなんでも相談コーナー」など施設を開放した「クラブ活動発表会（弥生祭）」を実施し、利用者や地域との交流及び世代間交流を図っていく。

4. 介護予防、健康づくり推進事業

地域包括支援センター、ボランティア・市民活動センター、老人センターや東大阪市関係部局等との連携を強化し、介護予防の啓発・普及に継続して取り組む。

- ①介護予防活動ボランティアの活動拡充に対する支援（スキルアップ研修等の実施）
- ②「健康体操教室」「健康のつどい」等介護予防教室の実施
- ③「健康（医学）講座」、「介護予防講座」等講座の実施
- ④「みんなの体操ひろば」の実施による介護予防の推進：毎月第4木曜日 13時30分～15時
- ⑤「メロディ運動」の実施による介護予防の推進：毎月2回 13時30分～15時

5. 各種相談事業

日常生活の心配事や健康などに関する総合相談事業の実施。

- ①健康などに関する相談
いきいき健康相談：第3水曜日 13時30分～15時
- ②日常生活相談（心配ごとや介護などに関する）：常時
- ③いきいきネット相談：常時

6. シルバーボランティアセンター事業の推進（人材育成推進事業）

高齢者ボランティアと協働し、事業を実施することでボランティア活動の場を提供し、利用者間の交流を図るとともに、生きがいをもって社会に貢献できる人材の育成を行う。

- ①介護予防活動ボランティアの育成と活動の支援
「みんなの体操ひろば」の実施
地域活動に向けた学習会の実施
養成講座修了生のスキルアップ研修の実施等
- ②ボランティア（グループ）による教室の開催
手芸教室、健康体操教室、パソコン教室などの実施
- ③ひとり暮らし高齢者世帯へのふれあい福祉電話訪問の実施（ボランティアグループ「はだしの会」）
- ④ボランティア・市民活動センターと連携した事業の実施
- ⑤当施設で活動しているボランティアと地域の交流を目的とした、活動紹介等の実施

7. 健康生活維持並びに向上のためのサービス事業

- ①心身のリフレッシュのための健康入浴：毎週月・水・金曜日 13時～15時 一般開放
- ②車いす貸し出し事業

8. 広報・啓発事業

- ①高齢者に関する各種の情報を収集し、利用者等に情報提供を行う。
- ②センターの月間行事予定を掲載した「角田総合老人センターだより」を発行し、センター事業の啓発と参加を呼びかける。
- ③ホームページ等を活用した情報の発信

9. 社協内三老人センター連携による交流会や連絡会議の開催

10. 地域福祉ネットワーク推進事業

地域担当職員配置による小地域ネットワーク活動（校区福祉委員会）支援並びに地域福祉活動促進、組織化の推進（詳細は別掲）

11. いきいきネット相談支援センター事業（東大阪市CSW配置事業）

（盾津、池島中学校区及び盾津東、英田中学校区担当）

CSWが地域で援護を要する高齢者、障がい者、子育て中の親などの見守り、課題の発見、必要なサービスや専門機関へのつなぎを行い、相談援助にあたる。（詳細は別掲）

12. その他

実習生や職場体験学習の受け入れ

※主な月別行事予定表

月	教 養 講 座	レクリエーション事業	地域交流・V育成事業	健康づくり推進事業

4	折り紙工作教室	※映画鑑賞会	安全生活防犯講座	みんなの体操ひろば メロディ運動教室
5	手作り作品教室			いきいき歌体操教室
6		ふれあいバスツアー		いきいき歌体操教室
7	パソコン教室 手作り作品教室	囲碁・将棋交流会		いきいき歌体操教室 健康教室（気功）
8			夏の風さがりコンサート	
9	手作り作品教室	青春のつどい （敬老のつどい）	ヘルシークッキング教室	
10	交通安全教室			健康教室（気功） いきいき歌体操教室
11	避難訓練・防火教室		世代間交流 （ふれあいおもちゃ作り）	いきいき歌体操教室
12	パソコン教室 手作り作品教室			いきいき歌体操教室
1	暮らしの講座	囲碁・将棋交流会		健康教室（気功）
2	手作り作品教室		楽しいクッキング教室	介護予防のつどい
3	救急救命講習会		クラブ活動発表会 世代間交流 （ふれあいおもちゃ作り）	

※「みんなの体操ひろば」、「メロディうんどう教室」は毎月実施

※映画鑑賞会は、第4、または、第5週に毎月実施

（2）高齢者地域支え合いセンター事業

元気な高齢者が地域でまちづくりやボランティア活動などを通して、いきいきと活動するとともに、認知症の理解や周知を行うとともにねたきりや認知症になった場合は、地域で助け合い、支え合う地域社会を推進するための総合的なコーディネート業務、取りまとめ等を行うセンターとして事業を展開しており、今年度は、支え合いセンターの充実を図り、地域との連携・啓発を行う。

1. ワンコイン生活サポート事業

平成23年1月よりスタートした地域安心生活サポート事業の一つである「ワンコイン生活サポート事業」は、日常生活のなかで困りごとを抱えた住民の方が、地域で安心した生活が送れるように、ちょっとした家事援助をワンコインで提供する、地域で支え合う仕組みとして利用会員と援助会員からなるサポート事業を実施している。

援助の流れは、援助が必要な利用会員のニーズの受付を担当職員がおこない、利用会員を訪問し援助内容の確認をする。そのあと援助会員の引き合わせをおこない、家事援助を中心とした援助が実施される。援助終了後、利用会員は援助会員に直接利用料金を支払うことになっている。

昨年度の地域安心生活サポーター養成講座の修了生のうち300名が援助会員（生活サポーター）として登録があり、また利用会員の登録は540名で、月平均90件の利用サービスを実施している。

今年度は、利用会員からの援助の依頼がスムーズに調整できるように地域安心生活サポーター養成講座を6回開催し、援助会員を増やしていくとともに、認知症に関する情報も提供していくなど、事業の広報をおこない、地域で安心できる生活ができるよう推進していく。

2. SOSオレンジネットワーク事業

この事業は、徘徊のおそれのある認知症高齢者を地域の支援を得て早期に発見できるよう、関係機関及び市内の企業等の支援体制を構築し、徘徊高齢者の安全確保と家族への支援を図ることを目的とし、平成24年度2月末より開始している。徘徊発生時、協力事業所として登録いただいた関係機関

や事業所に、本人の身なりやその時の状況を指定のメールにて配信し、情報提供に協力をいただくシステムで、利用登録は、利用者の住所地の地域包括支援センターを窓口に、担当ケアマネジャーより申請する。

今年度は、協力事業所の拡充を行い、理解と啓発に努める。

3. 事業所ふくしネットワーク事業

新聞、牛乳、ヤクルト、食材や弁当などの配達や宅配事業所などのネットワーク化を進め、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者の方などに何か異変があったときには、地域の包括支援センターや民生委員、校区福祉委員などと連携して、安否確認や緊急対応する仕組みを作る。

昨年度「ふくしだより」に掲載し、協力者への呼びかけを行い、宅配業者より、要援護者等に何らかの異変が見られたときは連携して取組を進めることで、孤独死等の予防や早期の対応が可能になった。今年度は事業に対し、協力依頼や啓発により事業への理解と協力を広めていく。

また、この事業に地域安心生活サポーターの登録をしておくことで、新たな要援護登録者の住所検索で近くのサポーターを探し出すことができ、ニーズにも対応するシステムに発展させる。

4. 介護予防ボランティアの組織化及び活動支援

老人センター、老人クラブ連合会、地域包括支援センターの三つの施設・団体・機関で、介護予防ボランティアの育成や活動の支援、活動の機会を提供してきた。介護予防ボランティアグループの冊子を作成・配布できたため、今年度は、情報のネットワークが広がっていくよう推進する。

- ①地域等での活動状況の把握及び情報のネットワークづくり
- ②活動者の交流や連携、情報交換の機会の提供
- ③スキルアップ研修会の開催

5. 認知症等高齢者支援事業

昨年度、東大阪市オリジナルのハンドブック作成や認知症サポーター養成講座受講後に、サポーターとして地域で活躍していただけるようサポーターの玄関に貼るステッカーを作成した。また、認知症サポーター養成講座の受講者のいる企業や商店等に、ボランティアの作成によるロバのぬいぐるみを置き、認知症の相談窓口となっていた。

今年度は、こうしたことや昨年度作成した啓発チラシを活用し、地域で認知症になっても安心して生活ができるよう啓発を行う。

- ①キャラバン・メイトの養成講座の開催
- ②キャラバン・メイト連絡会の運営
- ③キャラバン・メイトのスキルアップ研修、情報提供、意見交流会の実施
- ④認知症サポーター養成講座の開催調整
- ⑤認知症高齢者を支援する家族や関係者への情報提供及び研修会の開催
- ⑥東大阪市認知症ハンドブックの活用

介護保険制度が実施されて4年が経過した。障害者を対象とした支援費制度が昨年度より施行され、さらに精神障害者に対するホームヘルプ事業も受託し開始した。これまでの行政主導による措置制度から民間等の参入による、利用者本位のサービスを基本とする契約によるサービス利用の新たな仕組みが徐々に定着しつつあり、ノーマライゼーションの普及による地域で共に生きる福祉社会の実現に向け、利用者を主体としたサービス推進体制ができあがりつつある。

このように、要援護者の自己決定を尊重する仕組みへと制度が大きく変わるなか、当協議会としては、民間を中心としたサービス充実が図られつつあるが、補完的役割は当面必要であると考えられる。

今後は、民間事業者の活動を促進し、サービスの質の向上を図り適正化に取り組むことが必要である。

こうした要援護者を取りまくサービス体系が大きく変革し整備される過渡期にあって、地域で利用者の生活全体を支える視点から、介護予防を図る視点に立ち介護保険並びに支援費制度事業、精神障害者ホームヘルプ事業、介護保険等対象外の措置制度を実施し、高齢者や障害者が地域で安心して暮らせるようにサービスの効果的、効率的な提供を可能とする体制の整備やサービスの質の向上並びに適正な運営に努める。特に、広範な地域に住む利用者へのより密なる対応を図るため、平成16年度から介護保険事業、支援費事業等を推進する事業所を市内西地域に増設する。

IV. 五条老人センター

高齢者が気軽に参加でき、楽しく集えるように各種教室や生きがいづくり事業等を展開すると共に、みんなで支えあえる介護予防をめざした健康づくり推進事業を展開していく。

なかでも、地域に根ざした老人センターとして、地域の高齢者が健康で安心した生活を送ることができるよう、地域交流事業として「医、食、住」等をテーマとした「五条の里講座」や利用者による手作り作品講座「お達者さん講座」等を引き続き開催していく。

また、高齢者のボランティア活動を支援していくために、これまでのシルバーボランティアセンタ

ーとしての機能の充実を図るとともに、高齢者地域支え合いセンターの東地域の拠点（ランチ）として、ともに助け合い支え合う支援づくりや情報提供を行っていく。

より地域に密着した拠点となるように、指定管理者施設として各関係機関と連携し、地域福祉活動の推進と高齢者の福祉向上に努めていく。

1. 教養講座、レクリエーション事業

高齢者が豊かにいきいきと過ごせるように講座やレクリエーション事業を実施していく。

2. 高齢者生きがい教室（クラブ活動）の実施

高齢者の生涯教育の一環として、生きがいづくりや人と人との交流に重点をおいた生きがい教室の実施。

クラブ名	実 施 日			クラブ名	実 施 日		
	週	曜	時 間		週	曜	時 間
華 道	第1・3	月	13:00~15:00	フラダンス	第2・4	水	13:00~15:00
俳 句	第2	月	13:00~15:30	折 り 紙	第1	火	9:30~11:30
詩 吟	第1・3	火	14:00~16:00	ダ ン ス	第1・3	木	13:00~15:00
書 道	第2・4	火	13:00~15:00	歌 体 操	第2・4	木	10:00~11:30
カラオケ1部	第1・3	水	10:00~12:00	手 芸	第2・4	木	13:00~15:00
カラオケ2部	第1・3	水	13:00~15:00	新 舞 踊	第1・3	金	14:00~16:00
絵 手 紙	第2・4	水	10:00~11:30	民 謡	第2・4	金	13:30~15:30
茶 道	第2・4	水	13:00~15:00	ﾌﾞﾗﾝﾁｸﾗﾌﾞ	第4	金	13:30~15:00

3. 地域交流事業

- ①利用者や地域との交流事業として、高齢者生きがい教室（クラブ活動）の発表会を開催
- ②高齢者の福祉向上や生きがい推進を目的とした「五条の里講座」の開催
- ③地元の小、中、高等学校と連携した世代間交流事業の実施
- ④利用者による手作り作品教室「お達者さん講座」の開催

4. 介護予防、健康づくり推進事業

- ①「みんなの体操ひろば」の開催：毎月第1・2・3・4月曜日 10時~11時30分
- ②健康のつどい、健康体操の実施
- ③初心者卓球教室の実施
- ④地域包括支援センター等と連携した介護予防教室の実施
- ⑤「そよかせの会」による健康推進事業（東保健センターとの共催事業）の実施
- ⑥「脳と身体のトレーニング講座」の実施

5. 各種相談事業

- ①健康相談：毎月第1木曜日 13時~15時
- ②日常生活相談（心配ごとや介護などに関する）：常時
- ③いきいきネット相談：常時

6. シルバーボランティアセンター事業の推進（人材育成推進事業）

高齢者のボランティア活動の推進と拡充を図り、地域活動への参加を支援していく。

- ①ひとり暮らし高齢者世帯へのふれあい福祉電話訪問の実施（ボランティアグループ「はだしの会」）
- ②ひとり暮らしの高齢者の話し相手や外出介助などの活動支援（ボランティアグループ「あじさいの会」）
- ③ボランティアによる庭園清掃の実施（センター利用者有志）
- ④「みんなの体操ひろば」にて転倒予防体操等の普及活動の支援
（ボランティアグループ「こたま」、「ひまわり」、「ひびき」、「なかよし」）

- ⑤脳トレ講座の開催によるスタッフの育成
- ⑥大型紙芝居の製作、実演のためのボランティアの育成・発掘
- ⑦ボランティアによる「出前体操ひろば」活動の支援
- ⑧ボランティア・市民活動センターと連携した事業の実施
- ⑨いきいきボランティア学習講座の開催
- ⑩介護予防活動ボランティアの活動拡充に対する支援（修了生のスキルアップ研修の実施等）
- ⑪ボランティア育成のための仕掛けづくり
- ⑫ボランティア活動の相談援助
- ⑬会場の提供、情報提供、広報啓発

7. 高齢者地域支え合いセンターランチ事業

シルバーボランティアセンター活動や老人センター事業の推進を通して、校区福祉委員会や地域資源の参加・活用により、地域住民の方々とともに要支援者をサポートする支え合いの仕組みづくりを行っていく。

- ①認知症サポーター養成講座の開催
- ②手作り作品教室「認知症サポーターマスコット ロバ隊長」
- ③脳と身体の特レーニング講座の開催
- ④介護予防活動ボランティアの活動支援
- ⑤高齢者介護予防のつどいの開催、介護予防活動等の情報提供、活動の場の提供
- ⑥地域安心生活サポーター養成講座の開催

8. 広報・啓発事業

- ①高齢者に関する各種の情報を収集し、利用者等に情報提供を行う。
- ②五条老人センターの月間行事予定表を発行し、センター事業への参加を呼びかける。
- ③ホームページ等を活用した情報の発信
- ④正門横に掲示板を設置し地域住民に対してセンター事業の広報啓発を行う。

9. 社協内三老人センター連携による交流会や連絡会議の開催

10. 地域福祉ネットワーク推進事業

地域担当職員配置による小地域ネットワーク活動（校区福祉委員会）支援並びに地域福祉活動促進、組織化の推進（詳細は別掲）

11. いきいきネット相談支援センター事業（東大阪市CSW配置事業）

（縄手北・枚岡中学校区及び縄手・縄手南中学校区担当）

CSWが地域で援護を要する高齢者、障がい者、子育て中の親などの見守り、課題の発見、必要なサービスや専門機関へのつなぎを行い、相談援助にあたる。（詳細は別掲）

12. その他

- ・実習生や職場体験学習の受け入れ

※主な月別行事予定表

月	教 養 講 座	レクリエーション事業	地域交流・V育成事業	健康づくり推進事業
4	手作り作品教室	映画鑑賞会 ネイチャー講座	防犯講座、庭園清掃 世代間交流（高校生） 尺八クラブ 紙芝居グループ	みんなの体操ひろば 初心者卓球教室

5	手作り作品教室 メイクアップ講座 福祉講座①	卓球大会 ネイチャー講座	五条の里講座（春） 庭園清掃 お達者さん講座 尺八クラブ 紙芝居グループ	みんなの体操ひろば 初心者卓球教室
6	ちぎり絵教室 福祉講座②	映画鑑賞会 ネイチャー講座	庭園清掃 世代間交流（高校生） 尺八クラブ 紙芝居グループ	みんなの体操ひろば 初心者卓球教室
7	パソコン教室 福祉講座③	ネイチャー講座	五条の里講座（夏） 防犯講座、庭園清掃 お達者さん講座 尺八クラブ 紙芝居グループ	みんなの体操ひろば 初心者卓球教室
8	福祉講座④	映画鑑賞会 ネイチャー講座	世代間交流（小学生） 夏の夕べ	みんなの体操ひろば 初心者卓球教室
9	手作り作品教室 メイクアップ講座	敬老大会 バンパー大会 ネイチャー講座	庭園清掃 お達者さん講座 尺八クラブ 紙芝居グループ	みんなの体操ひろば 初心者卓球教室 介護予防教室① バランス健康体操①
10		映画鑑賞会 ネイチャー講座	五条の里講座（秋） 防犯講座、庭園清掃 世代間交流（高校生） 尺八クラブ 紙芝居グループ	みんなの体操ひろば 初心者卓球教室 バランス健康体操② 健康のつどい
11	版画教室	ネイチャー講座	クラブ活動発表会 お達者さん講座 脳トレ・ターフォーアップ研修 尺八クラブ 紙芝居グループ	みんなの体操ひろば 初心者卓球教室 バランス健康体操③
12	パソコン教室 ちぎり絵教室	映画鑑賞会 ネイチャー講座	世代間交流（高校生） 尺八クラブ 紙芝居グループ	みんなの体操ひろば 初心者卓球教室
1		新春のつどい 将棋大会、 ネイチャー講座	五条の里講座（冬） お達者さん講座 尺八クラブ 紙芝居グループ	みんなの体操ひろば 初心者卓球教室 介護予防教室②
2		映画鑑賞会 囲碁大会 ネイチャー講座	世代間交流（高校生） 介護予防ボランティアの集い 尺八クラブ 紙芝居グループ	みんなの体操ひろば 初心者卓球教室 介護予防教室③
3		ネイチャー講座	救急救命講習 お達者さん講座 尺八クラブ 紙芝居グループ	みんなの体操ひろば 初心者卓球教室

※生きがい教室（クラブ活動）は、毎月実施（8月除く）

※「みんなの体操ひろば」は第1～第4の毎週実施

V. 高井田老人センター

指定管理者施設として、各関係機関と連携し、高齢者が心豊かな「生きがい」と「はり」のある生活を過ごしていただくことの一助となるように各種講座やレクリエーション事業、生きがい教室等の

事業を展開していく。

また、介護予防をめざした「健康づくり事業」については引き続き、内容の充実を図っていく。特に高齢者のボランティア活動を支援する「シルバーボランティアセンター事業」や「高齢者地域支え合いセンター（ランチ）事業」の拡充を図り、地域福祉活動の推進と高齢者の福祉向上に努めていく。

1. 教養講座、レクリエーション事業

高齢者が豊かにいきいきと過ごせるように講座やレクリエーション事業を実施していく。

2. 高齢者生きがい教室（クラブ活動）の実施

高齢者の生涯学習の一環として、生きがいづくりや人と人との交流に重点をおいた生きがい教室の実施。

クラブ名		実 施 日			クラブ名		実 施 日		
		週	曜	時 間			週	曜	時 間
俳 句		第2	月	13:00~16:00	歌 体 操	第2・4	月	10:00~11:30	
詩 吟		第1・3	火	13:00~15:00		第1・3	水	10:00~11:30	
水 彩 画		第1・3	火	13:00~15:00		第1・3	金	10:00~11:30	
華 道	末生流	第2	火	13:30~15:00	書 道	第2	木	10:00~12:00	
	万葉	第4	火	13:30~15:00		第2	木	13:00~15:00	
謡 曲		第2・4	火	12:00~16:00	手 芸	第2・4	木	13:00~15:00	
民 謡		第2・4	金	13:00~15:00	新 舞 踊	第1・3	金	13:00~15:00	
絵 手 紙		第2	水	13:30~15:00	ブライ・ブド・万葉	第2	金	13:00~15:00	
		第4	水	13:30~15:00	カ ラ オ ケ	第1	土	13:00~16:00	
茶 道		第2・4	水	13:00~15:00		第3	土	13:00~16:00	

3. 地域交流事業

- ①利用者や地域との交流事業として、高齢者生きがい教室（クラブ活動）の発表会を開催
- ②高齢者の福祉向上や生きがい推進を目的とした「学な美の講座」の開催
- ③地元の小・中学校児童との世代間交流や「地域世代間交流会」事業の実施
- ④防犯講座等の実施

4. 各種相談事業

- ・日常生活の心配事や健康などに関する総合相談事業の実施。
健康相談 毎月 第3水曜日 13時30分~15時30分

5. 介護予防、健康づくり推進事業

- ①「みんなの体操ひろば」の実施 毎月第1・3水曜日 13時30分~15時
- ②健康体操の実施
- ③地域包括支援センター等と連携した介護予防教室の実施
- ④趣味の充実のための取り組み

卓球、ラージボール、バンパー、囲碁・将棋等個々の趣味をいかした交流をはかり、心身の健康増進と仲間づくりをめざす。

6. シルバーボランティアセンター事業の推進（人材育成推進事業）

高齢者ボランティア活動の育成推進と拡充を図り、地域活動への参加を支援していく。

- ①「みんなの体操ひろば」にて転倒予防体操等の普及活動の実施
ボランティアグループ「サボテン」
 - ②介護予防活動ボランティアの活動拡充に対する支援（修了生のスキルアップ研修の実施等）
 - ③ボランティアグループによる「出前体操ひろば」活動の支援
 - ④ボランティア・市民活動センターとの連携
 - ⑤シニアボランティア講座の開催
 - ⑥ボランティア講師による各種教室、同好会の実施
写真同好会、折紙同好会、水墨画同好会、ポリマークレイ同好会、茶道講習会、書道ボランティアグループ
 - ⑦ボランティア活動の相談援助
 - ⑧会場提供、情報提供、広報啓発
7. 高齢者地域支え合いセンター（ランチ）事業
シルバーボランティアセンター事業や校区福祉委員会活動を支援する関係機関と連携し、認知症の予防や要支援者をサポートする仕組みづくりをめざした教室や講座を開催していく。
- ①認知症サポーター養成講座
 - ②3B体操教室（6回コース）
 - ③楽しい折り紙教室
 - ④手づくり作品教室
 - ⑤脳トレーニング教室
 - ⑥介護予防活動ボランティアの活動支援
 - ⑦介護予防活動等の情報提供、活動の場の提供
 - ⑧高齢者介護予防のつどい
 - ⑨地域安心生活サポーター養成講座
8. 広報・啓発事業
- ①高齢者に関する各種の情報を収集し、利用者等に情報提供を行う。
 - ②高井田老人センターの月間行事予定表を発行し、センター事業への参加を呼びかける。
 - ③ホームページ等を活用した情報の発信
9. 社協内三老人センター連携による交流会や連絡会議の開催
10. 地域福祉ネットワーク推進事業
地域担当職員配置による小地域ネットワーク活動（校区福祉委員会）支援並びに地域福祉活動促進、組織化の推進（詳細は別掲）
11. いきいきネット相談支援センター事業（東大阪市CSW配置事業）
（新喜多、長栄中学校区及び楠根、高井田中学校区担当）
CSWが地域で援護を要する高齢者、障がい者、子育て中の親などの見守り、課題の発見、必要なサービスや専門機関へのつなぎを行い、相談援助にあたる。（詳細は別掲）
12. その他
実習生や職場体験学習の受け入れ

※主な月別行事予定表

--	--	--	--	--	--	--

月	教 養 講 座	レクリエーション事業	地域交流・V育成事業	健康づくり推進事業
4	手づくり作品教室			メロディーうんどう
5	手づくり作品教室	映画鑑賞会		介護予防教室
6	手づくり体験教室 ①	バンパー大会 映画鑑賞会	学な美の講座	気功体操 3B体操教室
7	パソコン教室 手づくり作品教室	映画鑑賞会		河内音頭講習会 3B体操教室 介護予防教室
8	手づくり体験教室 ②	映画鑑賞会		つくく体操 3B体操教室 介護予防教室
9	手づくり作品教室	高齢者保健福祉月間事業 映画鑑賞会		介護予防教室 バランス健康体操①
10		卓球・テニス・バドミントンひろば 映画鑑賞会	学な美の講座 防犯講座	バランス健康体操②
11	版画教室 パソコン教室	映画鑑賞会	救急救命(AED)講習	介護予防教室 バランス健康体操③
12	手づくり作品教室	映画鑑賞会	防災講座	健音体操
1	手づくり作品教室	映画鑑賞会		健康教室
2		映画鑑賞会	クラブ活動発表会	つくく体操 介護予防教室
3	シニアラティエ講座	映画鑑賞会	ふれあい茶会 地域世代間交流会	健康教室

※「みんなの体操ひろば」は毎月実施

VI. 地域福祉ネットワーク推進事業（地域担当）

校区福祉委員会の組織や小地域ネットワーク活動を核とした活動を充実します。

1. 校区福祉委員会が行う、地域福祉の実践組織としての活動の支援
 - ①福祉委員による情報提供やまちかど相談所等の身近な相談窓口づくり
 - ②校区福祉委員会の活動拠点としての事務局機能の整備
 - ③地域福祉の推進を目的とした指針となる校区ごとの福祉計画策定の支援
 - ④様々な福祉課題に対し地域を基盤とした市民団体や専門機関によるネットワーク作りの推進
 - ⑤災害時における要援護者の支援活動を中心とした包括的な防災訓練活動の実施
 - ⑥住民が主体となり地域の誰もが参加協力できる地域福祉活動の推進
 - ⑦地域活動の人材育成を目的としたボランティアスクールの開催
 - ⑧校区福祉委員会活動の効果的な推進を目的とした、情報提供や研修会の開催
 - ⑨介護予防事業の推進による地域福祉活動の展開
 - ⑩専門機関の連携強化に関する支援
2. 小地域ネットワーク活動における個別援助活動の充実
 - ①行政や専門機関及びCSWとの連携による個別援助体制の強化
 - ②個人情報（要援護者）の把握とプライバシー保護の徹底
3. 子育て支援や障がい者支援の取り組みに関する活動の推進
 - ①活動に対する情報提供と交流会・研修会の開催
 - ②世代を超えたサロンの開催
4. 小地域ネットワーク活動の内容に応じたメリハリのある助成と支援
 - ①各校区の活動状況の把握と課題分析
5. 「地域福祉ネットワーク推進会議」の取り組みに向けた調整
 - ①高齢・児童・障がい等、分野を超えた連携強化及びネットワークの構築
 - ②地域担当職員やCSW・地域包括支援センター等の専門機関との連携強化を図り、会議開催に向けたシステムづくり
6. 自主財源の確保に向けた賛助会員の拡大と公的助成の継続と確保
 - ①校区福祉委員会活動における住民への啓発と参加協力への要請
7. 学校と地域との協働による福祉教育の推進

Ⅶ. いきいきネット相談支援センター（CSW配置事業）

今年度も引き続き、五条老人センター2名、角田総合老人センター2名、高井田老人センター2名

で計6名のCSWを配置していく。

さらに、他施設7カ所に配置されているCSWのとりまとめ役も継続して担っていく。

本事業は、東大阪市第3期地域福祉計画・社協地域福祉活動計画に基き、「地域の身近な相談窓口」「地域福祉のネットワークづくりを担う」と位置づけられている。

個別支援においては、要援護者の多岐にわたる福祉課題について、民生委員や校区福祉委員をはじめとする、専門機関等との協働を図りながら取り組んでいく。

今後は、個別支援で構築された支援ネットワークを活かし、個々の課題に対して適切な専門機関、関係機関へつないでいくとともに、平成24年度から実施している、CSWと社協地域担当職員（CW）との合同連絡会、研究会の場を活用し、より一層の連携を図り、要援護者を地域で支えるネットワークの体制づくりに向けて推進していく。

1. 事業内容

- ① 援護が必要な人々の課題の発見、見守り、支援
- ② 地域福祉活動団体等と連携し、支援を必要とする人々への新たなサービスの研究等
- ③ 小地域ネットワーク活動と連携し、援護を必要とする人々へのネットワークづくりの推進
- ④ 福祉サービスに結びついていない要援護者の相談、つなぎ
- ⑤ 福祉サービス等の情報提供

2. 担当中学校区等における業務

- ① 福祉に関する相談業務の充実
- ② 市民プラザにおける「福祉の出張相談コーナー」の実施
- ③ 各関係機関や校区福祉委員会・民生委員児童委員等、地域福祉活動実践者へのアウトリーチ、連携と推進
- ④ 事例検討会や福祉に関する研修会等の開催
- ⑤ 高齢者地域ケア会議等、福祉をテーマにした研修会・会議等への積極的な参加
- ⑥ 老人センター事業等と連携した相談支援体制の充実
- ⑦ 「地域福祉ネットワーク推進会議」に向けて各関係機関との連携（リージョン区単位）

3. CSW配置施設取りまとめ業務及び会議の開催

- ① 東大阪市CSW・CW連絡会議の開催（市との連絡調整及び事例検討会含む）
- ② 東大阪市CSW連携会議の開催（CSW間の連絡調整含む）
- ③ 東大阪市CSW・CW研究会の開催（事例検討会含む）
- ④ CSW研修会の企画、立案、実施
- ⑤ 地域での研修会や学習会の開催
- ⑥ CSW事業活動計画書、報告書作成の総括
- ⑦ CSWを配置、または担当している中学校区内において校区福祉委員や民生委員児童委員との連携の支援
- ⑧ 各市民プラザでの「福祉の出張相談コーナー」体制等の連絡調整
- ⑨ 福祉に関する研修会の案内や情報等の提供
- ⑩ 小地域ネットワーク活動との連携
- ⑪ 公的機関及び地域包括支援センター、地域生活支援センター、子育て支援センター等関係機関との連絡調整、連携と推進の支援
- ⑫ 事業の広報啓発（「東大阪ふくしだより」への記事掲載など）
- ⑬ 府下市町村CSW配置施設及び関係機関との情報交換や交流会等の調整
- ⑭ 本市の「第3期地域福祉計画」並びに社協の「新・地域福祉活動計画プラン'13」の推進を図るための協力と連携
- ⑮ CSWのスーパーバイザーとの連絡調整

Ⅷ. 日常生活自立支援センター

1. 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理をお手伝いすることにより、地域で自立した生活を送れることを目的とした事業である。

この事業の利用相談は、関係機関、団体、施設関係者からの相談であり、特に各福祉事務所、保健センター、居宅サービス事業所、病院、地域包括支援センターからの相談依頼件数が増加しており、現在は月平均18件、年間約220件程度の利用相談がある。

内容は、主に認知症高齢者、経済的虐待の疑いのある在宅高齢者、地域生活や就労支援に関わる知的障がい者、精神障がい者の退院から居宅生活への支援としての日常的な金銭管理サービスの利用相談などである。多くの対象者が利用の意思決定ができていない状況につき、細かく相談に対応し、対象者及び関係機関と面談して事業説明を行い、スムーズに利用できるように事業実施方法を工夫して利用希望者の待機期間の短縮に努めたが、およそ6～7カ月の待機期間の現状がある。

最近では、病院から地域移行、入退院に伴い支援を要する利用者、判断能力が乏しく生活での権利擁護に資することの必要性がある利用者が増えている。一方、利用者の施設入所や判断能力が著しく不十分になり成年後見人を選任、死亡などで解約するケースも増加している。利用者が死亡の場合は保管物品を相続人に返還して終了になるが、家族関係が希薄なために極めて困難で時間を要するケースが増えている。

本年度は引き続き、相談から支援計画の策定、利用契約の締結、包括的な生活支援に関わる専門員と支援計画に基づき具体的な援助をおこなう生活支援員の業務体制の充実を図り、利用希望者の待機期間のさらなる短縮に努める。また契約により福祉サービスが適切に利用できるよう利用者の自己決定を支援し、判断能力の低下にともない本事業での対応が厳しくなった利用者については、成年後見制度の活用につなげる。また、生活に必要な知識の取得学習を行い、関係機関とも連携を図り利用者が安心して地域で生活を送れるように支援していく。

2. 東大阪市生活保護受給者福祉サービス及び金銭管理等支援事業

この事業は、東大阪市から委託を受け、平成25年1月1日より支援を開始した。

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な生活保護受給者の安定した社会生活、日常生活の維持と自立助長を目的とする事業である。

判断能力が不十分なために、浪費や依存症、虐待の可能性のある等の生活課題を抱えた生活保護受給者が年々増加傾向にある。その利用者が、福祉サービスや金銭管理支援等の定期的な訪問を受けることにより生活変化を察知でき、生活指導や指示を行う生活保護ケースワーカーとの役割分担や連携方法の協議、協力を図り、利用者が安定した生活が維持できるよう支援していく。

IX. 基幹型地域包括支援センター（角田・荒川）

地域包括支援センター事業は、角田・荒川の2か所にて運営している。高齢者が住み慣れた地域で

安心して暮らし続けることができるよう総合相談、権利擁護、地域のネットワークづくり及び介護予防ケアマネジメントを行っている。

同時に、市内17か所ある地域包括支援センターが包括的支援事業の円滑な実施が図れるよう、基幹型として支援している。基幹型の業務は多岐にわたり、保健医療・福祉・介護その他社会資源に関する情報を提供する、地域包括支援センター間の連携を図るために必要な会議や研修会を開催するとともに東大阪市高齢者地域ケア会議の事務局を担当する。

一方、地域包括支援センターの役割の一つである介護支援専門員の支援については、東大阪市介護支援専門員連絡会の事務局を担当し、市内で活動する介護支援専門員の知識と技術の向上に努め、相互の連携をめざしていく。またリフレッシュ事業では、在宅で介護している高齢者や家族が孤立することがないように介護の知識やリフレッシュの方法などの提供に努めていく。

今年度はこれらの事業を通じて、地域における様々な関係者が協力し、高齢者が安心して暮らせる地域社会を築くために、地域内のネットワークが構築できるよう働きかけていく。

1. 地域包括支援センターの基本業務

①介護予防ケアマネジメント業務

○要支援1、2の利用者への介護予防ケアプランの作成

②総合相談支援及び権利擁護業務

○総合相談業務 ○権利擁護業務（虐待、消費者被害の予防・支援）

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

○介護支援専門員への日常的個別指導・相談支援業務

○支援困難事例等への指導・助言業務

○医療機関や行政その他の関係機関と連携するための地域のネットワークづくり

④介護者支援ならびに情報提供、啓発事業

○介護予防教室ならびにグループ等活動支援などの定期的開催業務

○小地域ネットワーク活動やCSW、地域担当との連携を強化

⑤担当地域

○社協角田（荒本1・2丁目、荒本北1～3丁目、荒本新町、荒本西1～4丁目、稲葉1～4丁目、岩田町1・4～6丁目、角田1～3丁目、西岩田1・2・4丁目、菱江1～6丁目、菱屋東1～3丁目、吉田下島1・13・14・21番）

○社協荒川（近江堂1～3丁目、大蓮東1・2丁目、柏田東町、金岡1～4丁目、衣摺1丁目、源氏ヶ丘、友井1～4丁目、長瀬町1～3丁目、吉松1・2丁目）

2. 基幹型地域包括支援センターの業務

①地域包括支援センター連絡調整会議の運営並びに地域包括支援センターの支援困難ケース等の支援に協力してあたるなどの業務

②高齢者地域ケア会議の事務局業務（東大阪市高齢者地域ケア会議の運営）

○地域ケア会議の開催

・個別支援策検討会議の開催 ・地域別会議の開催 ・企画運営会議の開催

・虐待防止専門会議の開催 ・機関等代表者会議の開催

③地域包括支援センター及び高齢者支援関係機関担当職員の資質向上を図るため、定期的な研修の実施。

④保健福祉サービスの内容、利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用についての啓発を行う。

⑤要援護高齢者等の家族等からの相談や地域の支援者からの連絡を受けた場合に、相談者の居住地を担当する地域包括支援センターと連携するとともに、必要に応じ訪問等により助言、援助を行う。

3. 東大阪市介護支援専門員連絡会事務局業務

○市内で活動する約280名の会員の情報交換および資質向上をめざす研修会の開催

4. 在宅老人介護者リフレッシュ事業

○ねたきりや認知症の介護者を対象に、情報提供や心身のリフレッシュが図れる企画を実施。

X. 玉串保育園

1. 定員120名の保育と待機児解消の促進として、15%の枠外入所の実施を継続していく。
保育理念「子ども一人一人を大切に、健全な発育および地域福祉の推進を図りながら、保育所保育を積極的に増進する」に基づき、「はだか・はだし保育」を保育の基本方針として、四季折々の季節を感じる経験や「体育」「音楽」「絵画造形」「食育」などのカリキュラムをとおして、豊かな心を育む情操教育に取り組んでいく。
2. 一時預かり事業の推進。
3. 地域の子育て家庭を対象に、登録制によるグループ活動「ドレミファランド」や、公民分館での自由参加型「スクスクランド」「ぴよぴよランド」など、年齢に応じた子育て支援を展開していくとともに、「わんぱくスクスクネット推進会議」を通じて地域の各機関との連携を図り、地域に根ざした取り組みを進めていく。また、園庭開放や育児相談の定例化システムを図り、施設機能の充実を促進する。さらに、保育園における「地域貢献支援員（スマイルサポーター）」の認定を受けた保育士が、地域福祉の担い手となり、専門的保育活動を実施していく。
4. 世代間交流事業では、近隣の軽費老人ホーム「玉美苑」の利用者との定期交流の実施。3校区におけるネットワーク事業への参加。卒園児との交流事業や近隣の中学2年生の職業体験の受け入れなども継続して実施していく。

月	行事内容	月	行事内容
4	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度保育開始 入園式（2日） 誕生会 クラス懇談会 体育あそび ・うたあそび のびのびキッズクラブ 手話指導 クッキング保育 避難訓練 ・防犯訓練 身体計測 交通安全指導 子育て支援活動 	7	<ul style="list-style-type: none"> 合宿保育（5歳児） 七夕まつり集会 誕生会 体育あそび ・うたあそび のびのびキッズクラブ 手話指導 クッキング保育 避難訓練 ・防犯訓練 身体計測 楽しい夕べの集い 夏季保育期間 子育て支援活動
5	<ul style="list-style-type: none"> 誕生会 子どもの日の集い 親子遠足 体育あそび ・うたあそび のびのびキッズクラブ 手話指導 クッキング保育 避難訓練 ・防犯訓練 身体計測 ・内科検診 歯科検診 ぎょう虫検査 子育て支援活動 	8	<ul style="list-style-type: none"> 誕生会 避難訓練 防犯訓練 身体計測 体育あそび うたあそび のびのびキッズクラブ 手話指導 夏季保育期間 子育て支援活動
6	<ul style="list-style-type: none"> 誕生会 個人懇談会（2～5歳児クラス） 保育参観 体育あそび ・うたあそび のびのびキッズクラブ 手話指導 クッキング保育 避難訓練 ・防犯訓練 身体計測 園外保育（3・4・5歳児） プール開き じゃがいも堀り わんぱくフェスティバル（5歳児） なかよし交流会（玉美苑のみなさんと） 子育て支援活動 	9	<ul style="list-style-type: none"> お月見会 誕生会 体育あそび うたあそび のびのびキッズクラブ 手話指導 クッキング保育 避難訓練 防犯訓練 身体計測 敬老の日の集い なかよし交流会（世代間交流） クラス懇談会 子育て支援活動

月	行事内容	月	行事内容
10	<ul style="list-style-type: none"> ・創立記念日（1日） ・運動会 ・誕生会 ・秋まつり ・体育あそび ・うたあそび ・のびのびキッズクラブ ・手話指導 ・クッキング保育 ・園外保育（3・4・5歳児） ・避難訓練 ・防犯訓練 ・身体計測 ・私立保育園合同運動会（5歳児） ・さつまいも堀り ・保育参観 ・個人懇談会（0・1歳児クラス） ・子育て支援活動 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・どんど焼き ・誕生会 ・体育あそび ・うたあそび ・のびのびキッズクラブ ・手話指導 ・クッキング保育 ・避難訓練 ・防犯訓練 ・身体計測 ・子育て支援活動
11	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会 ・体育あそび ・うたあそび ・のびのびキッズクラブ ・手話指導 ・クッキング保育 ・避難訓練（消防署来園） ・防犯訓練 ・身体計測 ・内科検診 ・子育て支援活動 ・往生院民具供養館見学（5歳児） 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・節分あそび ・誕生会 ・作品展 ・お楽しみ会（人形劇公演など） ・お別れ遠足（2歳児～5歳児） ・体育あそび ・うたあそび ・のびのびキッズクラブ ・手話指導 ・クッキング保育 ・学校見学（5歳児） ・卒園進級記念写真撮影 ・避難訓練 ・防犯訓練 ・身体計測 ・子育て支援活動
12	<ul style="list-style-type: none"> ・生活発表会 ・演劇鑑賞会（ドリーム21） ・もちつき会 ・誕生会 ・玉美苑訪問（5歳児） ・クリスマス会 ・体育あそび ・うたあそび ・のびのびキッズクラブ ・手話指導 ・乾布摩擦、マラソン開始 ・避難訓練 ・防犯訓練 ・身体計測 ・冬季保育期間 ・子育て支援活動 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ひなまつり会 ・誕生会 ・体育あそび ・うたあそび ・のびのびキッズクラブ ・手話指導 ・クッキング保育 ・避難訓練 ・防犯訓練 ・防犯教室（警察署来園） ・身体計測 ・クラス懇談会 ・地域世代間交流事業 ・お別れ会（5歳児とのお別れ） ・卒園式 ・春季保育期間 ・子育て支援活動 ・平成25年度保育終了

--	--	--	--